

## 准三宮について

—その沿革を中心として—

准三宮は、准三后とも記され、准后とも称されるが、天皇の勅に基づいて与えられる特殊な待遇、もしくはその待遇を受けた人を指し、九世紀半ばの藤原良房以来十九世紀に至るまで、千余年に亘る長い歴史を持つ。この准三宮について、『広辞苑』では「平安時代以降、皇族や上級公卿に、三宮（太皇太后宮・皇太后宮・皇后宮）に准じて、年官・年爵を給与した経済的優遇法。後には年官・年爵なく、名だけの優遇法となつた。」と解説して、准三宮に対する一般的理解を示している。

ところで、准三宮には古来より高い関心が払われており、時々の問題意識に応じて比較的多くの史料が伝えられ、主な史料は『古事類苑』に、准三宮を帝母・准母・後宮・親王・内親王・摂関大臣・清華・武臣・摂閥大臣室家・僧徒の十種に分けられ手際よく整理されている。<sup>(1)</sup>また、古くは新井白石が『准后考』において、准三宮をその身分によって摂閥准

樺山和民

三宮・内親王准三宮・御母代准后・女御准后・法親王准后・武臣准后・

將軍家准三宮・法中准三宮・清華准三宮の九種に類別し、夫々の起源と簡単な解説を試みたものがある。<sup>(2)</sup>准三宮に給付される年官・年爵については、八代国治の先駆的業績「年給考」や、時野谷滋氏の「年給制度の研究」<sup>(4)</sup>がある。しかし、未だ准三宮制全般に及ぶ本格的な研究はなく、

該書の記述範囲に当る龜山天皇から後桃園天皇の間に宣下された准三宮名が列記されているが、期間が限定されているのみならず、その間にあつても遺漏が多く不十分である。そこで本稿では、まず准三宮の歴名を提示し、准三宮となつた人を手がかりとして准三宮宣下の歴史的経緯と時代的特質を考察し、准三宮の意義と沿革を明らかにしたい。

なお、本稿では説明の便宜上、准三宮を皇族か否か、僧か俗かによつて類別し、次の五類型を設定した。すなわち、A摂閥もしくはその経歴者（摂閥准后と称する）、B出家に非ざる皇族（皇族准后と称し、その大部分が内親王であることから内親王准后とも言う）、C皇族以外の後

宮（後宮准后と称する）、D僧籍にある者（皇族・非皇族を含み、僧徒准后と称する）、Eその他の准后、の五種である。A～Eの一覧表は一括して本稿末尾に掲出した。また本表では、史料の上で准三宮と記されている場合には、宣下日を確認できなくとも参考のためにおおよその位置に表記した。

## 二、准三宮宣下の展開

### A、摂関准后

准三宮の宣下は、清和天皇の摂政藤原良房をもつて嚆矢とする。良房は文徳朝に太政大臣に任じ、清和天皇が九歳で践祚すると引き継ぎ政権を掌握し、天皇元服後の貞觀八年（八六六）には人臣最初の摂政に補された。ついで貞觀十三年（八七一）四月十日、天皇はこの良房に帝王の祖母・母・妻に准ずる待遇を与え、外祖父への尊崇の意を示した。すなわち、清和天皇は「朕外祖父太政大臣藤原朝臣<sup>(良房)</sup>、風槻沈遠、器度淹凝、摘膝之寄攸帰、拠計之任是重、朕自在襤襟、頼其保生、義為君臣、恩過父母、蓋有不世之功、須受非常之寵」と勅して、外祖父良房の「不世之功」を賞揚し、封戸三千と隨身兵仗として内舎人一人、左右近衛・左右兵衛各六人および帶仗資人三十人を給し、三宮に准じて年官を付与した。<sup>(6)</sup>勅にはこの待遇が「先帝之遺詔」に基づくものであると記されているが、文徳朝に見られない新規の待遇であったことは、良房の辞表中に

「何擬三宮以新制」とあることからも明らかである。<sup>(7)</sup>なお、良房は宣下後に四月十四日・十八日・五月六日の三回に亘って上表して准三宮の待遇を辞退したが、天皇の聽すところとはならなかつた。<sup>(8)</sup>

准三宮の第二例は、陽成天皇の摂政藤原基經である。基經は良房の兄長良の子で、良房の遺跡を継ぎ、天皇とは外舅の関係に当る。元慶六年（八八一）二月一日、天皇は良房の故事に倣つて基經に年官・年爵を給し、隨身兵仗を旧の如く安堵した。<sup>(9)</sup>その後、光孝・宇多・醍醐の三代に亘つて摂政・関白の補任が行われず、准三宮宣下も中断したが、朱雀天皇は藤原忠平を摂政に任じ、元服後の天慶二年（九三九）二月二十八日准三宮とした。<sup>(10)</sup>忠平は三月および四月の二度、上表して准三宮を辞したが、聽された形跡はない。ところで、准三宮の成立以前、臣下が高位高官に補され、あるいは封戸や隨身の待遇を受けた場合、上表して辞退する儀礼が慣例化されており、准三宮宣下も上表の対象とされたものであろう。基經や藤原兼通<sup>(4)</sup>（准三宮一覧表中の整理番号を示す。以下同じ）には上表を示す史料がないが、藤原兼家<sup>(5)</sup>・藤原道長<sup>(6)</sup>・藤原賴通<sup>(7)</sup>・藤原忠実<sup>(9)</sup>・近衛家実<sup>(10)</sup>はいずれも宣下後に上表して辭意を表明した。<sup>(11)</sup>しかしその後は、摂関准后の上表も次第に行われなくなつていつた。<sup>(12)</sup>

摂政・関白もしくはその経歴者に対する准三宮宣下は、その後明治維新期まで続き、三十八例を数えた。これを宣下時の地位および天皇との関係からみれば、ほぼ三つの時期を画して展開したと言えよう。

初例の藤原良房<sup>(1)</sup>から藤原賴通<sup>(7)</sup>に至る間は、いずれも宣下時に現任

の摂政または関白であると同時に、天皇とは外祖父または外舅の関係にあつた。後に近衛家実<sup>(10)</sup>が「夫以准三宮之儀、昔起自忠仁公、其余流之中、今当于第九人、治暦以往七人、上賞之礼、皆外祖也、亦外舅也」<sup>(14)</sup>と述べているように、頼通に至る間は天皇と直接の縁につながっていることが、宣下資格とされていたのである。なお、堀河天皇の摂政藤原師実<sup>(8)</sup>は准三宮の待遇を固辞して隨身兵仗のみを受けたため、前引の近衛家実<sup>(15)</sup>を始め、後世に師実を准三宮の例としない者もあるが、師実に宣下の觀慮が下されたことは明らかであり、「華族系譜」等も准三宮と明記しており、参考のために表示した。この師実も、堀河天皇の生母藤原賢子が白河天皇の後宮となるに当つてその養父となつており、天皇の縁戚関係にあつた点を留意しておきたい。ついで崇徳天皇の宣下を蒙つた藤原忠実<sup>(9)</sup>は、天皇の父鳥羽天皇の皇后泰子の父に当り、近衛家実<sup>(10)</sup>も後堀河天皇の皇后長子の父で、忠実と同様の関係である。また九条道家<sup>(11)</sup>は四条天皇の外祖父に当つていた。なお、師実以降は准三宮宣下の間隔が開いているが、これは摂関政治の衰退に伴ない、天皇との縁戚関係を持つ者が摂政や関白に補任されなくなつたためであり、忠実は院政を行つ上皇との縁によつて宣下され、四条天皇の行つた二件の宣下も、先ず上皇と縁の深い家実を准三宮となし、一ヶ月後に天皇の外祖父道家に宣下したものである。忠実・家実・道家は、いざれも宣下時には現任の摂関ではなく、忠実・家実は、家実が言う如く、当時重きをおかれていた外祖・外舅の関係ではないが、いざれも天皇と縁でつながる点で、頼通<sup>(7)</sup>

以前の宣下条件に通じていた。

しかし、後円融天皇の宣下を受けた二条良基<sup>(12)</sup>は、天皇と何ら縁戚関係を持たない前関白の立場にあつた。良基は当代屈指の文化人で、將軍足利義満に朝儀典礼を指南するなど<sup>(18)</sup>、義満との関係も深く、康暦元年（一三七九）の関白再任や、永徳一年（一二八一）の摂政補任に際しては義満の推薦を得ており、准三宮の宣下にも義満の力があつたものと思われる。ついで応永二十二年（一四一五）、一条経嗣<sup>(13)</sup>が准三宮となつたが、その勅に「依功勞授爵級者、王道之令典也、以剛柔佐政化者、摂関之彝範也、關白從一位藤原朝臣者、朝之重臣、國之元老也、而今不加褒章、向後定貽譲機」<sup>(19)</sup>と記されているように、外戚関係は直接の宣下理由とはされず、「朝之重臣、國之元老」に対する褒章が宣下の表面的な理由とされてきたのである。非外戚の摂関准后は後陽成朝まで続き、この時期には宣下数も大幅に増加し、後奈良天皇が四件の宣下を行つなど、天皇一代の間に数件の宣下が行われるに至つた。

その後、江戸時代初期には宣下数も減少したが、中期に及び再び宣下例が増し、天皇との縁戚関係にある准三宮が輩出した。この時期にも、宣下の勅には縁戚関係を示す語は見られないが、二条吉忠<sup>(31)</sup>が後桜町天皇の外祖父に当るのを始め、配偶者である女御の父（近衛家熙<sup>(28)</sup>・一条兼香<sup>(30)</sup>・近衛内前<sup>(33)</sup>や、東宮の外舅（一条道香<sup>(32)</sup>）東宮後宮の父（鷹司政熙<sup>(33)</sup>）の如き例もみられ、鎌倉時代までに行われていたような天皇の縁戚関係にもとづく宣下が復活した。また、この時期に特徴的なことは、

近衛家久<sup>(29)</sup>のよう薨去に臨んで宣下される例が相繼ぎ（一条兼香<sup>(30)</sup>・一条道香<sup>(32)</sup>・九条尚実<sup>(34)</sup>）、二条吉忠<sup>(31)</sup>の如く三十三回忌に際して宣下された特殊な例もある。

#### B、皇族准后

出家に非ざる皇族で准三宮となつた者は六十一例を数えるが、親王は

一例のみで、他の六十一例は内親王・女王に対する宣下である。

その初例は康子内親王で、天暦八年（九五四）三月村上天皇の勅を蒙り、次の資子内親王は、天禄三年（九七二）十二月円融天皇の宣下を受けたが、兩内親王は共に宣下を行つた天皇の同母姉に当り、既に一品に叙されていた。兩内親王に対する勅書は伝存せず、宣下の理由を明示できないが、康子内親王は村上天皇にとってただ一人の同母姉で、宣下の二ヶ月前に生母穂子が崩じており、未婚の皇姉への優待策に出たものと推察される。ところで新井白石は、内親王准三宮の初例に資子内親王を挙げ、『古事類苑』も康子内親王を准三宮として例示していない。しかし、康子内親王は『一代要記』に准三宮として明記され、『西宮記』卷十五の「天暦八年六月十九日、一品康子内親王令左中将朝成奏辞封戸・年官年爵之表」の記事から、准三宮宣下に対する辭表を上つてることが知られるなど、准三宮とされたことは明瞭であり、本稿では康子内親王をもつて皇族准后の初例とする。

花山天皇の永観二年（九八四）十二月に准三宮となつた恵子女王<sup>(3)</sup>

は、前記二者と趣を異にする。女王は円融天皇の摂政藤原伊尹の室で、天皇の外祖母に當る。伊尹の薨後に出家していたが、宣下の勅に「朕外祖母王氏、礼法在心、闡闢垂範、朕當幼日、早別先妣、祖母視朕亦猶子、朕報祖母未如親」と記されている通り、女王に対する宣下は「外祖母王氏」に対する孝養に出るものであり、花山天皇の践祚の年に、外祖母として准三宮の宣下に与つたものである。

十一世紀に入ると、皇族准后は皇女に対する宣下が中心となつた。脩子<sup>(4)</sup>・禎子<sup>(6)</sup>・章子<sup>(7)</sup>・馨子<sup>(8)</sup>・祐子<sup>(9)</sup>・良子<sup>(10)</sup>・聰子<sup>(11)</sup>・媞子<sup>(12)</sup>・令子<sup>(14)</sup>の各内親王がその例で、脩子内親王への勅に「二品脩子内親王者朕<sup>(16)</sup>」とみえ、一条天皇が皇女脩子内親王に対する情愛之長女也、長宮之月早隔已為偏雲、中殿之風漸養自有禮季、天性之愛一時難施、是以立權制」とみえ、一条天皇が皇女脩子内親王に対する情愛から、経済的処遇策として准三宮の待遇を適用したものである。この時期の皇女への宣下は、表Bからも明らかのように五歳以下の幼時に行われる事が多く、章子内親王<sup>(7)</sup>や祐子内親王<sup>(9)</sup>のように着袴を機として宣下されていることも一つの特色である。

十一世紀末からは、皇女に対する宣下に代つて皇姉妹に対する宣下が主流となり、十二・十三世紀にピークをなした。宣下対象がこのように変化した理由を的確に示す史料はないが、叡子内親王<sup>(19)</sup>への勅は「某内親王者朕小妹也、受鍾愛於茅洞、致鞠育於椒房、（中略）朕今思穆親之厚意、將強殊常之寵光、宣訪旧典、以准三宮之儀」と述べて、天皇の親に対する報恩と皇妹への鍾愛に基づいていることを表白している。

なお、内親王に対する准三宮宣下が急増した十一～十三世紀の間、皇

族准后に伊勢の斎宮、賀茂の斎院と関係する例の多いのが注目される。

すなわち、馨子内親王(8)が准后宣下を蒙り、同日引続き斎院にト定されたのを初例として、楨子(16)・統子(18)・礼子(28)の各内親王が宣下と同日に斎院とされた。また斎宮に対する宣下例として良子(10)・善子(15)・肅子(2)・熙子(29)・利子(30)・愷子(39)・懽子(2)各内親王が、斎院退下後の宣下例として篤子(13)・式子(23)・範子(25)各内親王があり、准三宮宣下後に斎宮となつた媞子(12)・禧子(17)各内親王や、斎院となつた令子内親王(14)の如きケースもある。しかし、斎宮・斎院がすべて宣下を受けた訳ではなく、宣下の基準は明らかでない。

また、内親王にとって准三宮は最終的な待遇ではなかつた。十一世紀以後、准三宮である内親王が成長後に入内して立后をみた例は、楨子

(6)・章子(7)・馨子(8)・篤子(13)・姝子(2)各内親王と多く、その後に門院号を宣下されて女院となる事例も多い。さらに、いわゆる非妻后の皇后の初例となつた媞子内親王(12)のように准三宮宣下後に皇后に冊立され、ついで女院に転ずる例もあり、内親王にとって准三宮の宣下は、准三宮→三宮、准三宮→女院、准三宮→三宮→女院の如く身位を転上させる出発点をなすに至つた。また、建長三年（一二五二）に穂子内親王(35)が准三宮宣下の当日に永安門院の号を賜わつて女院となつて以来、准三宮宣下は女院号宣下に先立つて行われる名目的なものとなり、後宮の間に広まつて行つた。この間の事情は、橋本義彦氏の「女院の意義と沿革」に

詳らかである。

なお、いわゆる俗親王に対する准三宮宣下は、寛弘八年（一〇一一）六月の敦康親王(5)に対する宣下のみである。親王は一条天皇の第一皇子で、関白藤原道隆の女皇后定子を母とするが、左大臣藤原道長の女中宮彰子を母とする第二皇子敦成親王（後一条天皇）の立太子を目前にして准三宮とされた。この間の事情は、藤原行成が「今左大臣者、亦当今重臣、外戚其人也、以外孫第二皇子、定應欲為儲宮、尤可然也」と述べているように、敦成親王の外祖父道長の画策に出たことは明白であり、敦康親王は一条天皇の皇后定子と中宮彰子をめぐる藤原氏の政争に敗れて皇位への道を閉ざれ、准三宮とされたものと言えよう。

### C、後宮准后

皇族以外の後宮で准三宮となつた事例は五十一を数え、皇族准后について多い。また、被宣下者がほぼ平均して全時代に及んでいる点が、他の類型と異なる特徴である。

後宮准后の初例は、永承六年（一〇五一）七月に後冷泉天皇の宣を受けた藤原歛子である。歛子は関白藤原教通の女で、永承二年（一〇四七）後冷泉天皇に出仕したが、すでに後一条天皇の皇女章子内親王が中宮の位にあり、歛子の三年後に入内した関白藤原頼通の女寛子も、その翌年皇后に冊立された。歛子はその五ヶ月後に准三宮とされたもので、この宣下により後冷泉天皇の三人の後宮の地位は確定した。後冷泉天皇は先

帝後朱雀天皇の女御藤原生子<sup>(2)</sup>をも准三宮としたが、その年時は不明で、永承五年（一〇五〇）三月二十六日に從一位に叙されてから天喜元年（一〇五三）に出家することと推定される。<sup>(29)</sup>ついで、後三条天皇の宣下を得た源基子<sup>(3)</sup>や白河天皇の宣下を受けた藤原道子<sup>(4)</sup>も、歎子と同様准三宮宣下によって後宮内の序列が定まったケースである。この

ように後宮准后の初期は、天皇と配偶関係にあり、後宮内で皇后宮・中宮に次ぐ立場にある者を准三宮としたものと考えられる。しかるに、安徳天皇の准母藤原通子<sup>(7)</sup>以後は、天皇の生母もしくは准母を准三宮とする例が多く、後光嚴天皇以降は、江戸時代中期に中御門天皇の宣下を受けた櫛笥賀子<sup>(42)</sup>に至るまで、庭田朝子<sup>(32)</sup>・万里小路房子<sup>(34)</sup>・鷹司房子<sup>(39)</sup>を除く十四例の准三宮が、宣下を行った天皇もしくは先帝の生母（いわゆる国母）である。しかし、中御門天皇が女御近衛尚子<sup>(43)</sup>を准三宮となしてからは、再び配偶の関係にある女御への宣下が中心となつた。

後宮准后のこのような宣下の動向は、後宮制度の変遷と密接な関連を持ち、別途に考察すべき重要な問題ではあるが、本稿との関係で若干の特色を指摘する。すなわち、摂関政治の全盛期に独自の展開を遂げた後宮の制度も、後三条天皇以後に摂関家の子女の入内が減少すると、清華以下の公家の子女が国母となるケースが増加し、鎌倉時代末期からは皇后の冊立も行われなくなつた。摂関政治の衰退期に皇后に次ぐ地位にあらる後宮に対する身位的待遇として機能していた後宮准后は、次第に出自の低い国母に対する待遇策となつて江戸時代に及んだが、十七世紀初頭

に摂関家からの入内も再び行われるようになると、摂関家出身の後宮を天皇の在位中に准三宮となし、譲位後に新帝が皇太后に冊立し、ついで女院となすコースが生み出され（二条舎子<sup>(44)</sup>・一条富子<sup>(45)</sup>・近衛維子<sup>(46)</sup>・鷹司祺子<sup>(48)</sup>）、出自が清華以下の後宮には、国母になり得た場合に限り准三宮を宣下したのである。

なお、後宮准后にも皇族准后と同様に、准三宮→三宮→女院のような身位転上の道が開かれていたことは、初例の藤原歎子以来の例に従して明らかであり、穂内親王（B 35）が准三宮宣下と同日に女院号を宣下されると、後宮准后にも及び、正応元年（一二八八）に洞院悟子<sup>(5)</sup>がこの例を踏んで以来十三例を数えた。

#### D、僧徒准后

この類型に整理できる准三宮は、皇族出身者十六例（表Dのa）、非皇族出身者四十一例（表Dのb）を数える。その初例は三条天皇皇子性信親王（a 1）である。親王は寛弘八年（一〇一一）親王宣下を受けて師明と称し、寛仁二年（一〇一八）出家して性信と号した。永保三年（一〇八三）二月、宮中において修した孔雀經法の功により二品に叙され、ついで准三宮となつたものと考えられるが、その年時は不明である。<sup>(31)</sup>なお、出家者に対する宣下は、性信親王より先に数例存在する。寛和二年（九八六）に准三宮宣下を受けた藤原兼家（A 5）は正暦元年（九九〇）五月八日に出家するが、『日本紀略』によれば同月十三日に「入道太政

大臣任人賜爵准三宮、依旧不改<sup>(32)</sup>」の勅が下され、藤原道長（A 6）も准三宮宣下後の寛仁三年（一〇一九）三月に出家し、五月には再び准三宮の宣下を受けた<sup>(33)</sup>。この両例は、摂関准后が出家によって形式的にせよ俗界を離れたために、既得の准三宮待遇の継続を確認するために下された再宣下であり、本稿ではこの両例を僧徒准后の表中には掲出していいない。しかし、性信親王は兼家の事例を先例として准三宮の宣下を受けており、すでに出家者に対する准三宮宣下の先例とされていたのである。

公家出身の僧徒に対する宣下は、延応元年（一二三九）に宣下を受けた仁和寺法助を嚆矢とする。法助は九条道家の息男で、『百鍊抄』に「今日准后<sup>(34)</sup>辭封戸、被讓申仁和寺阿闍梨法助、即被下勅書了」と記す如く、すでに准三宮となっていた母藤原捨子（E 7）の封戸を譲られて准三宮となつたもので、法助には年官・年爵が与えられたか否かも史料の上で確認することはできず、極めて特異な事例ではあるが、宣下の背景を明らかにすることはできない。

その後南北朝期まで、僧徒に対する宣下は三例のみであったが、後小松天皇から後陽成天皇に至る間に三十八件の宣下が集中し、江戸時代には十三件に減少した。室町時代に集中した僧徒准后中、皇族出身者は常磐井宮満仁親王王子尊興（a 3）以下五例で、摂関家の子弟が圧倒的に多く、また足利将軍家の子弟が義満の男四名を含み七名に及んでいることも注目されよう。勅に表われた宣下理由は、二条良基息桓教（b 11）には「前大僧正法印大和尚位桓教、出於大麓之家、入于天台之室」<sup>(35)</sup>とみ

え、義満息義承（b 18）には「出將宮家、入秘密室<sup>(36)</sup>」と記されて、共に出自の家柄が強調されている。『諸宗儀範』も法助（b 1）から道昭（b 4）までの宣下日を記した後に、「尔来摂家御門跡、有徳業則任之」述べて、僧徒准后が摂家門跡を対象としている実態を突いている。

江戸時代には、後水尾天皇から靈元天皇に至る間、僧徒に対する宣下が中断し、その後に皇族出身者に対する九件、一般の僧徒に対する四件の宣下が行われて幕末に至つた。この期間には徳川将軍家と特別の関係にある輪王寺宮に対する准三宮宣下が五件と多く、薨去に際しての宣下も忠誉親王（a 11）等三件があり、特に永皎女王（a 12）と盈仁親王（a 15）は発喪を遅らせて、存命中宣下の体をもつて宣下されている。

ところで、室町時代に多くの僧徒准后が生み出されたことは、牛車宣下の変遷と密接に関係しているものと思われる。牛車宣下とは牛車に乗つたままで宮門を出入することを許される特殊な待遇で、天皇から与えられる待遇という点で准三宮に通ずるものはあるが、地位的な側面は弱く、本来両者は性格を異にするものである。牛車の宣下対象は、皇族・後宮から諸臣にも及び、僧徒の間にも広まつた。僧徒に対する牛車宣下は、天皇の護持僧や孔雀經法・安鎮法・太元帥法等の宮中における御修法勤修の功に対して行われるが、その初例は寛仁四年（一〇一〇）に宣下を受けた東寺長者濟信で、その後多くの宣下が行われ、十三、四世紀には四十件とピークに達した。しかし、十五、六世紀には皇族出身の僧徒に四件、一般の僧徒に一件と激減した。しかるに、十五、六世紀に

は牛車宣下と同一の事由により准三宮宣下を受ける僧徒が見い出せる。

応永二十七年（一四二〇）に准三宮となつた桓教（b 11）は室町殿における七仏薬師法勧修の功に対する宣下であり、応永二十九年（一四二二）の満意（b 13）は禁裏の薬師法勧仕の功に対する宣下である。両者は共にそれ以前に牛車の宣下ではなく、御修法の功に対する宣下として准三宮の待遇が与えられたものである。また、嘉吉一年（一四四二）の増運（b 19）の宣下に際し、中原康富が「今日准后事、別無御修法之勧賞、只自武家管領細川被執奏申之故也」と述べていることから、當時僧徒に対して広く御修法の功に対する准三宮が宣下されていたことは明らかである。すなわち、室町期には従来の牛車宣下に相当する事蹟に対する准三宮が宣下され、十五、六世紀に僧徒准后が激増したものと言えよう。

#### E、その他の准后

A～Dの類型に属さない者をこの類型に一括したが、これらはさらに天皇の縁戚につながる者と政治的宣下の色彩の濃い者に大別できる。前者は鎌倉時代までの宣下例に該当し、第一例の摂政藤原道長室源

倫子（1）は、後一条天皇の外祖母に当り、道長と同日に宣下された。第二

例藤原宗子（2）は摂政藤原忠通の室で、「摂錄之嫡室、皇后之母儀」の資格で宣下され、翌年には忠通の祖母藤原全子（3）も准三宮とされた。平清盛（5）・時子（6）も安徳天皇の外祖父母で、同時に宣下を受け、九条道家室藤原倫子（7）も四条天皇の外祖母に当る。また、藤原貞子（8）は当時の実力

者前太政大臣西園寺実氏の室で、宗子同様皇后の母に当る。なお、平盛子（4）は天皇との関係を見い出せず、宣下理由は明らかでない。

後者の例に、足利義満（10）や足利義政（12）の如く征夷大将軍に対する宣下があつたが、三条公忠は義満への宣下を「當時武家事、先規傍例等不及沙汰之上者、不能左右、莫言」（40）と難じており、武家の権宜に出たことは明瞭である。また、足利義視（13）は將軍職をめぐる義尚との抗争に敗れた後、息男義材が將軍に就任するに当つて出家に及び、准三宮とされた。最後の足利將軍義昭（14）も幕府滅亡後の出家に当つて宣下を蒙つたものである。足利義満室日野康子（11）は、後小松天皇の生母三条嚴子（C 28）の薨去した日に天皇の准母となり、准三宮となつた。なお、北畠親房（9）への宣下時点は不明であるが、時に大納言に任じ、出家後の宣下であつたことが『続史愚抄』延徳二年七月五日条によつて知られるが、廷臣が出家後に准三宮宣下を受けた例はなく、南北朝動乱期の特殊な政情の下における稀有の事例と言えよう。

### 三、准三宮の時期的特質

これまでの考察を通して、表A～Eにおいて二百名を越す准三宮を検出し、各類型毎に独自の展開を遂げていることを明らかにした。

次にその時期的特質を整理しよう。次頁の表は、天皇毎の准三宮宣下数を各類型別に示したものである。この表から、摂関准后の類型に始ま

歴代天皇の准三宮宣下数

・宣下年時の明瞭な事例のみ表示した。

・横の二重線は大凡の時期区分を示す。

・「僧徒」欄の( )は皇族出身者数を示す。

天皇	准后 類型	摂関	皇族	後宮	僧徒	その他	天皇	准后 類型	摂関	皇族	後宮	僧徒	その他
清	和	1					伏	見		6	2		
陽	成	1					後	伏	見				
光	孝						後	二	条	1	2	1	
宇	多						花	園		2	3		
醍	醐						後	醍	醐	3	3	1(1)	1
朱	雀	1					後	村	上				
村	上		1				長	慶					
冷	泉						後	亀	山				
円	融	1	1				光	嚴		1	1		1
花	山		1				光	明		1			
一	条	1	2				崇	光					
三	条		1				後	光	嚴		1		
後	一	条	1	2		1	後	圓	融	1	1		
後	朱	雀		2			後	小	松			1	2
後	冷	泉	1		2		称	光		1		1	
後	三	条		1	1		後	花	園	1		1	7
白	河		3	1		1(1)	後	土	御	門	3	2	5
堀	河	(1)	2				後	柏	原	1		1	2
鳥	羽		1				後	奈	良	4		1	3(1)
崇	德	1	2	2			正	親	町	2		1	2
近	衛		1				後	陽	成	3		1	1
後	白		1				後	水	尾		1	1	
二	六						明	後	正	明			
高	安						後	後	西				
後	鳥						靈	元	東	山		3	
土	御		4	1			後	中	御	門	1	1	2(1)
順	德		2	2			後	桜	御	町	1	1	1(1)
仲	恭		1				後	桃	園	町	1	1	1(1)
後	堀		1	1			後	後	桃	園	2		
四	條	2	2	1	1	1	後	後	格	孝	1	1	3(3)
後	嵯		2				後	光	仁	明	2	3	3(2)
後	深		2				後	孝	明	治	1	2	3(1)
龜	草		3										
後	山		1	1									
宇	多												

る准三宮宣下が、宣下対象を拡大して皇族准后・後宮准后・僧徒准后に及んでいく経過や、各類型に対する宣下がある時期に集中しながら展開していく情況が判然とする。このような准三宮宣下の推移を、前節で指摘した各類型の宣下動向を加味しながら、次に示す五期に分けて検討する。第一期は、初めて准三宮の宣下が行われた清和天皇から堀河天皇に至る時期、第二期は鳥羽天皇から後醍醐天皇に至る時期、第三期は北朝における光嚴天皇から後円融天皇、南朝における後村上天皇から後龜山天皇に至る時期、第四期は後小松天皇から後陽成天皇に至る時期、第五期は後水尾天皇以降准三宮宣下の消滅に至る時期である。宣下動向によるこの時期区分は、政治史の上では、計らずもほぼ第一期が摂関政治の時期、第二期は院政の開始と武家政権の誕生により公武対立の激化した時期、第三期は南北朝分裂期、第四期は室町・戦国期、第五期は徳川政権期に相当し、准三宮の歴史においても特徴ある展開を示した。

第一期は、清和天皇によって開始された准三宮の宣下が、外戚関係にある摂関を中心継承され、村上天皇が未婚の皇姉を、後冷泉天皇が配偶関係にある後宮を、白河天皇が入道親王を准三宮となして宣下対象を拡大していった時期に当り、准三宮の成立期ないしは定着期と言えよう。摂関准后的類型では、現任の摂政もしくは閥白で、しかも天皇とは外祖父または外舅といった極めて近い縁戚関係にある者が宣下を蒙つており、准三宮宣下の叡慮を固辞して受けなかつた藤原師実も養外祖父の関係にあつた。藤原伊尹室惠子女王や藤原道長室源倫子も共に宣下を行

つた天皇の外祖母に当つており、この時期の准三宮宣下は天皇との身内の関係が重視されていた。また、天皇の未婚の同母姉に対する宣下によって始まつた皇族准后は、皇后へと宣下対象を移して宣下数を増し、後宮准后に対する宣下は、天皇の女御を対象とすることによつて後宮の序列化に与かつた。

十一世紀に至り、准三宮宣下も次第に増加の傾向を示したが、濫授との批判もみられた。すなわち、長和四年（一一〇一五）、三条天皇の皇后で中宮妍子を母とする禎子内親王を准三宮に、皇后姫子を母とする提子内親王を一品に叙す議が起ると、藤原実資はその日記『小右記』において、当時すでに一品の親王は敦康・脩子・敦明の三方、准三宮は敦康・脩子の二方があり、品階・准后的濫授であると批難したが、その背景には、実資が「大納言書状云、昨日左相府（道長）より右衛門督被奉皇后宮、若儲武事欽、亦年中可有中宮・女親王准后事云々者」と記したように、左大臣道長の画策があつたことは明らかである。この事実を、前述の敦康親王の准三宮宣下の事情および道長夫妻に対する准三宮宣下が後一条天皇の母后彰子（道長女）の仰せによること併せて考へる時、准三宮の宣下は摂関政治の全盛期に藤原氏の実権者や藤原氏出身の後宮によつて左右されていたことが明らかになる。

第二期もまた、藤原氏の力が准三宮宣下の動向に大きく影響した。その第一は、摂関准后的激減に表われている。院政の開始とともに摂関家の衰退により、摂関家では旧来のような天皇との強い縁戚関係を維持

できなくなり、崇徳・四条両朝において准三宮とされた藤原忠実・近衛家実・九条道家は、この時期に天皇と縁戚関係を持ち得た数少ない事例だったものである。第一期の摂閥准后はこの三例で明らかのように、依然として天皇との縁戚関係を宣下要件としていたが、いずれも現任の摂閥ではなく、摂閥経歴者に対する褒章を宣下の表向きの理由とするに至った。第二は後宮准后における宣下対象の変化である。すなわち、摂閥家の入内の減少により、出自の低い国母が増加した結果、第一期における天皇の配偶者に対する宣下から、天皇もしくは先帝の生母に対する宣下ないし先帝の後宮に対する宣下へと宣下の対象が移行した。

また、第二期は内親王に対する宣下が盛行を極めた時期で、皇姉妹を中心多く宣下例がある。第一期には主に皇女を宣下対象としたため、准三宮となつた後に内立后する例も散見したが、この時期には准三宮宣下後に内立后をみた例は二条天皇皇后妹内親王だけとなり、十一世紀後半に堀河天皇が白河天皇女姫子内親王をいわゆる非妻後の皇后に冊立し、のちに郁芳門院の号を賜つて女院となつて以来、准三宮から非妻後の皇后に立つ例も多く、准三宮は内親王および後宮の一種の身位として機能した。

この時期を宣下件数からみれば、内親王准后および後宮准后を中心に展開した極めて特色ある時期と言えよう。

第三期は、南北朝の動乱期に当るために史料上の制約があり、全般にわたる特色を示すことは困難である。

第四期は、摂閥准后と僧徒准后に宣下が集中し、宣下条件も従来とは全く異なる特徴を示した。この変化の発端は、足利将軍家と二条摂閥家に対する宣下である。これより先、後光厳天皇によって前閑白二条良基が准三宮とされたが、先述の如く、良基は將軍足利義満と特殊な関係にあり、この宣下に義満が画策したであろうことは想像に難くない。その後摂閥准后的類型では二条良基の類縁者への宣下が続いた。すなわち良基の息男一条經嗣、その子一条兼良、および二条持通が相ついで宣下を受け、僧徒准后でも良基の子息である良玄以下四名が准三宮となつた。また將軍家においては、足利義満が永徳三年（一三八三）後小松天皇によつて准三宮とされた後、義満の室日野康子、仏門に入った法尊以下四人の息男が相ついで准三宮となつた。このように足利氏とその庇護を受けた二条家への宣下が繰返されたのである。この間摂閥准后においては天皇との縁戚に基づく宣下から朝政功労者に対する宣下へと変化し、摂閥経歴者が対象となつたため、同一の天皇が数件の宣下を行つ得ることとなつた。またこの時期に独自の展開を遂げた僧徒准后においては、摂門跡を主な宣下対象とし、従来は宮中御修法の功等によつて牛車宣下に与かつていた者が准三宮とされたため、宣下数は急増した。このような両類型に対する宣下の濫発は、准三宮の価値を相対的に低下させ、准三宮宣下は著しく形骸化していった。その結果として准三宮競争の風も引き起こされている。その例として、僧徒准后における桓教・増運はじめも武家の執奏によつて宣下され、摂閥准后近衛尚通も本人の奏請で

勅許されたものである。<sup>(44)</sup>また『守光公記』によれば、永正十一年（一五四）、前関白鷹司政平が「准后事愚老年來大望候、雖宜致斟酌、依近例連綿上者、一身強不可守株歟、何況暮齡已滿七旬、朝榮可期何時哉」<sup>(45)</sup>と准三宮宣下を請うてはいるが却下された例もある。

なお、後宮准后は第二期同様天皇の生母に対して宣下されているが、配偶の関係にある後土御門天皇典侍庭田朝子、正親町天皇典侍万里小路房子は死に臨んで宣下に預かった特殊なケースである。またこの時期に内親王に対する宣下のなかたことも大きな特色と言えよう。

第五期の当初は、新たな統治体制を整備する徳川幕府と後水尾天皇の間で一時朝幕関係が緊張したが、尔後、幕府主導の下に両者の関係は次第に安定し、朝廷の各種儀礼も古制に復する方向で整備された。准三宮の宣下数も朝幕間の緊張期に一時減少したが、十七世紀後半から宣下例も増加し、摂関准后においては天皇との縁戚関係に基づく宣下が復活し、内親王准后における皇姉妹への宣下、後宮准后における配偶者への宣下も行われ、第一期の宣下要件への復帰を思わせる。しかし、このようない動向の中にも新たな傾向が指摘できる。すなわち、内親王准后において、立后が定まつた東山天皇女御幸子女王や、入内後に光格天皇の皇后に冊立されることが治定した欣子内親王に対する宣下の如く、立后を前提とした准三宮宣下の新例がみられ、後宮准后では長らく途絶えていた摂関家子女の入内が再開されると、天皇の在位中にそれらを准三宮となし、譲位後に皇太后に転上するケースが生まれた。

また、薨去に際して准三宮となる例がこの時期に集中している事は、他の時期と比較して際立つた特徴である。これより先、十世紀に藤原兼通（A4）が薨日に准三宮となるなどの先例はあるが、この時期には摂関准后

の類型で近衛家久・一条兼香・一条道香・九条尚実の四例、皇族准后において孝子内親王、後宮准后において園国子・櫛笥隆子・近衛尚子の三例、僧徒准后において忠誉親王・永暎女王・盈仁親王の三例が薨去に際して宣下を受けており、薨去後に准三宮を追贈された例としては、摂関准后的二条吉忠、後宮准后の櫛笥賀子・勧修寺婧子の三件がみられる<sup>(46)</sup>。これらの諸例は死者に対する榮譽としての准三宮の名目的宣下であると言えよう。

#### 四、結びにかえて

これまで、准三宮宣下の沿革を中心として江戸時代末期に至るまでの考察を進めてきたが、最後に明治維新以後の准三宮制消滅に至る過程を概観しておきたい。

慶応三年（一八六七）十二月九日の王政復古により、摂政・関白・征夷大将軍・議奏等の官職および内覽・勅問・摂籙・門流が廃止されたが、准三宮は廃止の対象とはならなかつた。ちなみに、王政復古時の准三宮は、宣下順にみると、孝明天皇女御九条夙子・前関白鷹司政通・隨心院

増護・桂宮淑子内親王の四人である。ついで明治元年（一八六八）三月十八日、九条夙子は皇太后に冊立され、同年九月十八日、夙子の父前関白九条尚忠が准三宮とされた。その後准三宮とされた事例はなく、同年十月に鷹司尚通が薨じ、同四年八月には九条尚忠が、八年十一月には増護が薨じ、十四年十月の淑子内親王の薨去をもって、准三宮の生存者は絶えた。<sup>(48)</sup> この間、明治三年（一八七〇）桂宮家から「准三宮制廃止意見書」が提出されたが、廃止の沙汰が下された形跡はなく、准三宮の称がその後も用いられていたことは、増護の死を記録した明治八年の『公文錄』<sup>(49)</sup>に准三宮の語が使用されていることからも明らかである。

その後、近代的な皇室制度が模索される過程で、准三宮が論議の対象となつた。すなわち、明治十一年（一八七八）、右大臣岩倉具視は、太政官に対し憲法取調のために儀制局の設置を建言し、憲法・規則・儀式・雑件の四部一四三件から成る調査儀目を示した。准三宮に關する項目として、規則の部に「准后・女御・女官 現今呼名可廢」、雑件の部に「庶出皇子大統繼承ノ後其国母ニ准后宣下如何」の二項を掲げ、旧來の准三宮呼称の廃止と、支系から践祚した天皇の生母に対する身位として検討対象に挙げたが、建議に対する公式の見解をとりまとめるまでには至らなかつた。<sup>(51)</sup> ついで明治十六年七月、井上毅は左大臣榎仁親王の諮詢に答えて「准三宮制意見」<sup>(52)</sup>を提出し、「准三宮之制ハ実ニ君臣ノ分ヲ乱リ僭上ノ漸ヲ啓キタルモノ」と論じて、新たに准三宮を設けることに反対の意を示した。その後に准三宮制が論議されたことはない。

さて、以上の考察によつて、准三宮宣下は、年官年爵および封戸を給与する經濟的な優遇策であると同時に、准三宮は字義通り三宮に准ずる高い地位と見做されて、一種の身位をなしてゐたことは明らかである。ところで准三宮の持つ後者の役割について、從来はほとんど考慮が払われてこなかつたと言えよう。しかし、准三宮の歴史的意義を問う場合、准三宮の身位的役割は極めて重要な意味を持つと思われる所以、この観点からの整理を試みて本稿を結ぶこととする。

准三宮は、平安時代初期、清和天皇の摂政藤原良房を嚆矢とし、次第に現任の摂関から内親王、後宮、出家の親王、摂家門跡、摂関経歴者、武家等に及んでいた。宣下の資格は、平安・鎌倉時代においては、臣下の場合、外祖・外舅の如く天皇との深い縁戚関係にあることを必要とし、皇族の場合は未婚の皇姉妹や皇女が対象とされ、後宮に対しては配偶関係にある女御や先帝の女御および國母を対象とした。しかし、南北朝の動乱期を経て室町時代に入ると、外戚関係にある臣下への宣下例はみられなくなり、非外戚の摂関経歴者と僧徒および武家への宣下が激増した。また後宮への宣下は天皇の生母が主対象となつて減少し、皇族に対する准三宮宣下はみられなかつた。ついで江戸時代には、朝幕関係の安定した十七世紀後半から、平安・鎌倉時代の宣下資格に該当する事例が多くなり、摂関准后と後宮准后を軸とする宣下が行わられた。

准三宮に派生する身位的待遇の側面は、天皇との肉親・配偶関係にある皇族（内親王）准后や後宮准后と、臣下である摂関や僧徒等の准后と

では、自ずとその役割を異にしていた。すなわち、摂関以下の准后においては、藤原良房に対する宣下が、人臣最高の地位である摂政太政大臣

に任じている良房に対して、人臣とは一線を画する字義通り三宮に准ずる高い待遇を与えることが目的であったことに端的に示されるように、臣下に対する最も高い待遇として独自の価値を有し続けた。一方、内親王に対しても、当初は未婚の皇姉妹や皇女を三宮に准じて一般の親王の上位に位置付け、後宮に対しては皇后（中宮）に次ぐ地位として後宮内の序列を確定する役割を荷っていたが、次第に典侍・女御→准三宮→三宮→女院に至る身位転上のルートに組み込まれ、内親王・後宮に共通して一種の身位として取扱われるに至った。

しかし、十三世紀半ばから、内親王・後宮への准三宮宣下が、女院となすための前提条件として、女院号宣下の当日に女院号宣下に先立つて実施されるに至り、身位としての実態を失つて形骸化した。摂関准后も、十五世紀に非外戚の准后が輩出して相対的価値を低めたが、准三宮は宮中で高い座次を与える等、准三宮にふさわしい礼遇に与つていたため、摂関経歴者や足利将軍家が准三宮宣下を競望しており、榮誉ある待遇の評価は失われていなかつたと言えよう。江戸時代には宣下資格も古制に近づき、後宮の身位としての機能も復活している。

また、准三宮は千年に亘る長い歴史を、政治体制の変化と摂関家を始めとする主要な政治勢力の消長と照応する形で独自の展開を遂げていることも指摘したが、その実態は未解明で残された問題が多い。諸先学の

御教示を得て今後を期したい。

註

1、『古事類苑』封祿部七、三一三～三四九頁、准三宮の項。

2、『白石全集』六、四五九～四六四頁。

3、『史学雑誌』十一ノ五・七・八（明治三十三年）、のち『国史叢説』所収。

4、『律令封祿制度史の研究』（昭和五十二年）所収。

5、『続史愚抄』目録一（『新訂増補国史大系』15、三五～三八頁）。

6、『日本三代実録』十九、貞觀十三年四月十日条。

7、同書、貞觀十三年四月十八日条。

8、同書、当該日条。

9、同書、当該日条。

10、『貞信公記抄』当該日条、『公卿補任』朱雀天皇天慶二年。なお『日本紀略』

は正月二十八日条に掲げているが、前記二者により二月を採る。

11、忠平の三月の上表は『小右記』寛仁三年六月十九日条、四月の上表は『本朝

世紀』天慶二年四月二十六日条によつて確認できる。

12、兼家の上表は国史大系本『本朝文粹』一二二頁、道長の上表は『本朝統文粹』

六五頁、頼通の上表は『公卿補任』治暦三年、忠実の上表は『本朝

六頁、家実の上表は『玉葉』寛仁元年四月十日条により確認できる。

13、十四世紀以後の摂関准后二十七例中上表を行つた者は、一条兼良（『公卿補任』長禄二年）と近衛家熙（『後中内記』享保十年十二月二十四日条）の二例のみである。

14、『玉葉』曆仁元年四月十日条所引の勅。

15、『為房卿記』寛治元年四月十二日条。

16、『実隆公記』明応六年正月三日条の摂関准后の勘例も、師実を准后の列に加えていない。

17、同書七十一、九条家、宮内庁書陵部蔵。

18、京都市『京都の歴史』三、五六頁、伊藤敬『新北朝の人と文学』一六四頁。

- 19、『実隆公記』明応六年正月十六日条所引。
- 20、『白石全集』六、四六〇頁。
- 21、東山御文庫本『一代要記』醍醐天皇女の欄。
- 22、『新訂増補故実叢書』七、二六七頁。
- 23、『本朝文粹』二、(国史大系本三〇~三一頁)。
- 24、『御堂関白記』寛弘四年正月二十日条。
- 25、『中右記』保延三年四月十二日条。
- 26、井上光貞博士還暦記念会『古代史論叢』下所収(昭和五十三年)。
- 27、『權記』寛弘八年五月二十七日条。
- 28、『扶桑略記』は歛の宣下を六月二十四日条にかけ、「一云、七月十日准三宮云々」と記しているが、『十三代要略』は七月十日とし、『大日本史料』も七月十日に掲げており、七月十日説に従う。
- 29、『三宮伝』下(書陵部藏)には「永承五年叙從一位、後准后宣下、天喜元年出家」とある。
- 30、摂関家の入内は、四条天皇の後に特に少なくなり、龜山・後醍醐両天皇に各一例みられるが、その後は後陽成天皇の女御となつた近衛前子まで中絶した。また立后は、元弘三年に珣子内親王が後醍醐天皇后とされた後は、徳川秀忠の女和子が寛永元年に後水尾天皇后となるまで例がなく、その後も江戸時代末まで靈元天皇皇后鷹司房子・東山天皇皇后幸子女王・光格天皇后欣子内親王の三例を数えるだけである。
- 31、『御室相承記』一(『仁和寺史料』寺誌編一)に「永保三年三月廿日叙二品御内親王・准三宮宣旨、准此例令叙給」とある
- 32、『日本紀略』正暦元年五月十三日条、ただし『一代要記』・『公卿補任』は共に二十三日としており、『大日本史料』も二十三日に掲げている。
- 33、『小右記』寛仁三年五月八日条。
- 34、『百鍊抄』十四、延応元年七月二十七日条。
- 35、『康富記』応永二十七年十一月二十日条。
- 36、『本朝文集』七十六(国史大系本五七五~五七六頁)。
- 37、『諸宗儀範』二(『大日本史料』六一三、九〇二頁)。
- 38、『康富記』嘉吉二年六月十七日条。
- 39、『本朝世紀』卅七、久安五年十月十六日条。
- 40、『後愚昧記』永徳三年六月二十六日条。
- 41、『小右記』長和四年十二月十六・十七日条。
- 42、『御堂関白記』長和五年六月十日条。なお、『左經記』同日条にも「依母后御令旨、今日攝政殿并北方蒙准三宮宣旨」と明記されている。
- 43、桓教および増運の宣下事情については、『康富記』応永二十七年十一月十九日条、嘉吉二年六月十七日条により武家の執奏に依ることが知られる。
- 44、『三水記』永正十六年十月十日条。
- 45、『守光公記』永正十一年八月七日条。
- 46、明応元年七月二十日に後御門天皇典侍庭田朝子が薨すると、その翌日に准三宮追贈の議が起きた。しかし甘露寺親長の反対によって二十日付で消息宣下が行われた(『親長卿記』)。ついで天正八年十二月に薨じた万里小路房子は、初七日までに准三宮とされたが(『御湯殿上日記』)、後世にこの例を追贈とする史料はなく、柳筍賀子が追贈として取扱われた初例である。
- 47、『法令全書』慶応三年、および『復古記』一、二二一頁以下に所収の「一条斉敬家記」、「鷹司輔熙家記」等の史料による。
- 48、書陵部所蔵桂宮本。
- 49、『公文錄』明治八年十・十一月宮内省同第十六号(国立公文書館所蔵)。
- 50、伊藤博文『憲法資料』下、四八二頁以下。
- 51、小嶋和司「帝室典則について」(『柳瀬博士東北大大学退職記念行政行為と憲法』所収、昭和四十七年)。
- 52、井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料編一、三六二頁。

准三宮一覽

A、攝閥准后

21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	No.
鷹司	近衛	近衛	近衛	近衛	九条	二条	一条	一条	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原	忠平	基経	良房	藤原	准后
兼輔	稙家	尹房	尚通	政家	政基	持通	持基	経嗣	良基	道家	忠実	(藤原師実)	頼通	藤原	道長	藤原	兼家	師輔	冬嗣	長良	父
鷹司	近衛	近衛	近衛	近衛	九条	二条	一条	一条	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原	長5(51)	貞元2(53)	天慶2(60)	元慶6(47)	准后宣下年月日(年齢)
政平	尚基	尚通	政家	房嗣	滿教	持基	経嗣	良基	道平	基通	師通	頼通	道長	道長	道長	道長	5(51)	8(58)	25(58)	28(60)	摂政・太政大臣
天文11(西元)7(63)	天文4(西元)12(33)	天文2(西元)2(38)	永正16(西元)10(48)	明応6(西元)1(52)	延徳3(西元)11(47)	延徳1(西元)4(57)	享徳2(西元)6(52)	應永22(西元)11(58)	永和2(西元)1(57)	暦仁1(西元)4(46)	暦仁1(西元)3(60)	保延6(西元)3(56)	治暦3(西元)10(76)	寛治1(西元)4(46)	正暦1(西元)4(46)	萬寿4(西元)12(4)	寛元2(西元)11(8)	天慶3(西元)8(14)	貞觀13(西元)4(10)	元慶13(西元)4(10)	准后宣下年月日(年齢)
前関白・前左大臣	前関白・前左大臣	前関白・前左大臣	前関白・前左大臣	前関白・前左大臣	前関白・前左大臣	前関白・前左大臣	前関白・前左大臣	前左大臣	前左大臣	前左大臣	前左大臣	前左大臣	前左大臣	前左大臣	前左大臣	前左大臣	前左大臣	前左大臣	前左大臣	前左大臣	天皇
後奈良	後奈良	後柏原	後土御門	後土御門	後土御門	後土御門	後土御門	後花園	後花園	後花園	後花園	後花園	後花園	後花園	後花園	後花園	後花園	後花園	後花園	後花園	天皇との関係
天文21(西元)9(9)	天文20(西元)8(10)	永禄9(西元)7(10)	天文13(西元)8(26)	永正13(西元)6(19)	永正2(西元)1(12)	文明13(西元)4(2)	明応2(西元)1(12)	應永25(西元)11(17)	嘉慶2(西元)6(13)	建長4(西元)2(21)	仁治3(西元)12(27)	応保2(西元)6(18)	康保3(西元)2(13)	万寿4(西元)12(4)	寛元2(西元)11(8)	天慶3(西元)8(14)	貞觀14(西元)9(2)	寛平3(西元)1(13)	寛平3(西元)1(13)	貞觀14(西元)9(2)	准后宣下年月日(年齢)
言繼卿記	後奈良院宸記	後奈良院宸記	後法興院政家記	後法興院政家記	後奈良院宸記	後奈良院宸記	後奈良院宸記	後奈良院宸記	後奈良院宸記	後奈良院宸記	後奈良院宸記	後奈良院宸記	後奈良院宸記	後奈良院宸記	後奈良院宸記	後奈良院宸記	後奈良院宸記	後奈良院宸記	後奈良院宸記	備考	
上表	上表	上表	上表	上表	上表	上表	上表	上表	上表	上表	上表	上表	上表	上表	上表	上表	上表	上表	上表	上表	
日本三代實錄	日本三代實錄	日本紀略	日本紀略	日本紀略	日本紀略	葉黃記	葉黃記	扶桑略記	扶桑略記	御堂閑白記	御堂閑白記	貞公記抄	貞公記抄	仁和4再宣下	仁和4再宣下	上表	上表	上表	上表	上表	
上表	上表	上表	上表	上表	上表	上表	上表	上表	上表	上表	上表	上表	上表	上表	上表	上表	上表	上表	上表	上表	

4	3	2	1	No.	B、皇族 准后	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22
脩子内親王	康子内親王	資子内親王	惠子女王	准后	九条 鷹司 尚忠	二条 鷹司 治孝	九条 鷹司 政熙	一条 鷹司 輔平	一条 鷹司 輔良	一条 鷹司 尚実	一条 道香	二条 吉忠	一条 兼香	二条 綱平	明和 6 (文政 3)	宝暦 1 (文化 12)	享保 10 (天明 3)	二条 昭実	二条 前久	二条 順良	一条 房通	
一 条 代明親王	村 上	醜 酉	醍 酉	父 后	天正 16 (永禄 4)	天正 16 (永禄 2)	天正 16 (永禄 1)	天正 16 (永禄 3)	天正 16 (永禄 9)	天正 16 (永禄 7)	天正 16 (永禄 8)	天正 16 (永禄 2)	天正 16 (永禄 1)	天正 16 (永禄 8)	慶長 10 (文政 1)	慶長 10 (文政 2)	慶長 10 (文政 1)	慶長 10 (文政 8)	慶長 10 (文政 2)	慶長 10 (文政 1)	一条 冬良	
寛弘 4 (1007) · 1 · 20 (12)	天禄 3 (12)	天曆 8 (16)	天曆 3 (18)	天曆 18 (35)	18 (71)	18 (71)	18 (68)	18 (68)	18 (55)	18 (55)	18 (55)	18 (71)	18 (71)	18 (71)	18 (71)	18 (71)	18 (71)	18 (71)	18 (71)	天正 16 (永禄 9)		
室故藤原伊尹	花 円 村	山 融	山 融	准后宣下年月日 (年齢)	の宣 地下位	前関白 · 前左大臣	前関白 · 前太政大臣	前関白 · 前左大臣														
一 条 山 融	花 円 村	山 融	山 融	天 皇	の天 関係と	明治 1 (文政 3)	明治 2 (文政 9)	明治 3 (文政 8)	明治 4 (文政 9)	明治 5 (文政 9)	明治 6 (文政 9)	明治 7 (文政 9)	明治 8 (文政 9)	明治 9 (文政 9)	元文 2 (天保 8)	元文 2 (天保 9)	元文 2 (天保 8)	元文 2 (天保 9)	元文 1 (天保 8)	元文 1 (天保 9)	元文 1 (天保 8)	
皇 女	外祖母	同母姉	同母姉	天 皇	の天 関係と	明治 1 (文政 3)	明治 2 (文政 9)	明治 3 (文政 8)	明治 4 (文政 9)	明治 5 (文政 9)	明治 6 (文政 9)	明治 7 (文政 9)	明治 8 (文政 9)	明治 9 (文政 9)	桃園							
永承 4 (1008) · 2 · 7	?	長和 4 (1009) · 4 · 26	?	薨去年月日	上表	父帝女御の父	東宮後宮の父	生母慈代養父	女御維子の父	東宮の外舅	明和 6 (文政 9)	天明 5 (文政 3)	天保 8 (文政 2)	明治 1 (文政 10)	追贈	上表	弘治 2 (文政 10)	天正 7 (永禄 4)	天正 17 (文政 5)	天正 13 (文政 1)	弘治 2 (文政 10)	
				備	華族系譜	柳原紀光日記																
					考	山科忠言卿記	橋本実麗日記															
						記	記	記	記	記	記	記	記	記	記	記	記	記	記	記		
御堂関白記	小右記	日本紀略	日本紀略			華族系譜																

29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5
熙子内親王	肅子内親王	昇子内親王	範子内親王	觀子内親王	式子内親王	妍子内親王	妹子内親王	暲子内親王	徹子内親王	禎子内親王	祐子内親王	良子内親王	馨子内親王	章子内親王	敦康親王									
後鳥羽	後鳥羽	後鳥羽	高倉	後白河	鳥羽	鳥羽	鳥羽	鳥羽	鳥羽	白羽	白羽													
建保6(三八)・2 元久1(二〇四)・6 元久1(二〇四)・2 14(14)	建久7(二五)・4 建久6(二五)・4 建久7(二五)・10 建久6(二五)・10	文治5(二九)・12 文治5(二九)・11 文治5(二九)・19 ?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?		
伊勢斎宮	伊勢斎宮	元賀茂斎院	元賀茂斎院	東宮女御																			皇子	
順徳	土御門	土御門	後鳥羽	後鳥羽	後白河	近衛	崇徳	鳥羽	堀河	堀河	白河	白河												
異母妹	異母妹	異母妹	異母妹	異母妹	異母妹	同母妹	皇子																	
?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	
同日内親王・斎院、のち嘉陽門院	同日内親王・斎院、のち春華門院	同日内親王、のち宣陽門院	のち二条皇后、高松院	のち八条院	のち二条皇后、高松院																			
百鍊抄	明月記	仲資王記	玉葉	三長記	仲資王記	本朝皇胤紹連錄																		權記

54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30						
瓊子内親王	禦子内親王	懽子内親王	延子内親王	壽子内親王	瑞子女王	永子内親王	惠子内親王	譽子内親王	久子内親王	嬪子内親王	後深草	後嵯峨	後嵯峨	後嵯峨	後嵯峨	後嵯峨	後嵯峨	後嵯峨	後嵯峨	後嵯峨	後嵯峨	後嵯峨	守貞親王	利子内親王						
後伏見	後醍醐	後宇多	伏見	伏見	宗尊親王	後深草	後深草	後深草	後深草	後深草	？	正応2(三元)	12	10	(28)	弘安7(三元)	2	28	(26)	文永4(三元)	6	26	(16)	嘉禎1(三元)	4	2	(33)			
建武3(三元)・4(2?)	元徳3(三元)・10(25?)	元徳3(三元)・1(12)	元応2(三元)・8(23)	元応2(三元)・6(27)	延慶2(三元)・1(20)	延慶1(三元)・1(20)	永仁5(三元)・12(28)	永仁3(三元)・8(15)	永仁2(三元)・2(29)	永仁2(三元)・4(6)	正応4(三元)・4(6)	弘安7(三元)・2(15)	弘安7(三元)・2(10)	弘安2(三元)・12(7)	弘安2(三元)・11(21)	弘安8(三元)・5(3)	嘉禎2(三元)・12(7)	嘉禎2(三元)・12(7)	嘉禎2(三元)・12(20)	嘉禎1(三元)	2	3(4)	守貞親王	利子内親王						
東宮邦良妃	伊勢齋宮	後宇多後宮	後嵯峨後宮	伊勢齋宮	後嵯峨後宮	後嵯峨後宮	後嵯峨後宮	後嵯峨後宮	後嵯峨後宮	後嵯峨後宮	後嵯峨後宮	後嵯峨後宮	後嵯峨後宮	後嵯峨後宮	後嵯峨後宮	後嵯峨後宮	後嵯峨後宮	後嵯峨後宮	後嵯峨後宮	後嵯峨後宮	後嵯峨後宮	後嵯峨後宮	伊勢齋宮	利子内親王						
後醍醐	後醍醐	後醍醐	後醍醐	後醍醐	後醍醐	後醍醐	後醍醐	後醍醐	後醍醐	後醍醐	後醍醐	後醍醐	後醍醐	後醍醐	後醍醐	後醍醐	後醍醐	後醍醐	後醍醐	後醍醐	後醍醐	後醍醐	後堀河	守貞親王						
光嚴	光嚴	光嚴	光嚴	光嚴	光嚴	光嚴	光嚴	光嚴	光嚴	光嚴	光嚴	光嚴	光嚴	光嚴	光嚴	光嚴	光嚴	光嚴	光嚴	光嚴	光嚴	光嚴	後堀河	利子内親王						
女院記	女院記	女院記	女院記	女院記	女院記	女院記	女院記	女院記	女院記	女院記	女院記	女院記	女院記	女院記	女院記	女院記	女院記	女院記	女院記	女院記	女院記	女院記	玉藻	利子内親王						
同母姉	同母姉	同母姉	同母姉	同母姉	異母妹	同母妹	異母妹	同母妹	異母妹	同母妹	？	永仁2(三元)	11	25	正慶1(三元)	2	10	弘安7(三元)	3	1	文永6(三元)	2	15	弘安7(三元)	1	2	嘉禎3(三元)	8	2	守貞親王
のち皇后、式乾門院	のち明義門院	のち室町院	のち正親町院	のち永安門院	同日和德門院	同日月華門院	同日延政門院	同日延政門院	同日内親王、のち陽徳門院	同日内親王、のち陽徳門院	同日内親王、のち陽徳門院	同日内親王、のち陽徳門院	同日内親王、のち陽徳門院	同日内親王、のち陽徳門院	同日内親王、のち陽徳門院	同日内親王、のち陽徳門院	同日内親王、のち陽徳門院	同日内親王、のち陽徳門院	同日内親王、のち陽徳門院	同日内親王、のち陽徳門院	同日内親王、のち陽徳門院	同日内親王、のち陽徳門院	同日内親王、のち陽徳門院	同日内親王、のち陽徳門院	同日内親王、のち陽徳門院	のち皇后、式乾門院				
歴代皇紀	歴代皇紀	歴代皇紀	歴代皇紀	歴代皇紀	歴代皇紀	歴代皇紀	歴代皇紀	歴代皇紀	歴代皇紀	歴代皇紀	歴代皇紀	歴代皇紀	歴代皇紀	歴代皇紀	歴代皇紀	歴代皇紀	歴代皇紀	歴代皇紀	歴代皇紀	歴代皇紀	歴代皇紀	歴代皇紀	歴代皇紀	歴代皇紀	歴代皇紀	歴代皇紀	歴代皇紀	歴代皇紀	のち皇后、式乾門院	
新抄	新抄	新抄	新抄	新抄	新抄	新抄	新抄	新抄	新抄	新抄	新抄	新抄	新抄	新抄	新抄	新抄	新抄	新抄	新抄	新抄	新抄	新抄	新抄	新抄	新抄	新抄	新抄	新抄	新抄	のち皇后、式乾門院
勘仲記	勘仲記	勘仲記	勘仲記	勘仲記	勘仲記	勘仲記	勘仲記	勘仲記	勘仲記	勘仲記	勘仲記	勘仲記	勘仲記	勘仲記	勘仲記	勘仲記	勘仲記	勘仲記	勘仲記	勘仲記	勘仲記	勘仲記	勘仲記	勘仲記	勘仲記	勘仲記	勘仲記	勘仲記	のち皇后、式乾門院	
本朝皇胤紹運錄	本朝皇胤紹運錄	本朝皇胤紹運錄	本朝皇胤紹運錄	本朝皇胤紹運錄	本朝皇胤紹運錄	本朝皇胤紹運錄	本朝皇胤紹運錄	本朝皇胤紹運錄	本朝皇胤紹運錄	本朝皇胤紹運錄	本朝皇胤紹運錄	本朝皇胤紹運錄	本朝皇胤紹運錄	本朝皇胤紹運錄	本朝皇胤紹運錄	本朝皇胤紹運錄	本朝皇胤紹運錄	本朝皇胤紹運錄	本朝皇胤紹運錄	本朝皇胤紹運錄	本朝皇胤紹運錄	本朝皇胤紹運錄	本朝皇胤紹運錄	本朝皇胤紹運錄	本朝皇胤紹運錄	本朝皇胤紹運錄	本朝皇胤紹運錄	本朝皇胤紹運錄	のち皇后、式乾門院	
院号定部類記	院号定部類記	院号定部類記	院号定部類記	院号定部類記	院号定部類記	院号定部類記	院号定部類記	院号定部類記	院号定部類記	院号定部類記	院号定部類記	院号定部類記	院号定部類記	院号定部類記	院号定部類記	院号定部類記	院号定部類記	院号定部類記	院号定部類記	院号定部類記	院号定部類記	院号定部類記	院号定部類記	院号定部類記	院号定部類記	院号定部類記	院号定部類記	院号定部類記	のち皇后、式乾門院	
院号宣下部類記	院号宣下部類記	院号宣下部類記	院号宣下部類記	院号宣下部類記	院号宣下部類記	院号宣下部類記	院号宣下部類記	院号宣下部類記	院号宣下部類記	院号宣下部類記	院号宣下部類記	院号宣下部類記	院号宣下部類記	院号宣下部類記	院号宣下部類記	院号宣下部類記	院号宣下部類記	院号宣下部類記	院号宣下部類記	院号宣下部類記	院号宣下部類記	院号宣下部類記	院号宣下部類記	院号宣下部類記	院号宣下部類記	院号宣下部類記	院号宣下部類記	院号宣下部類記	のち皇后、式乾門院	
女院小伝	女院小伝	女院小伝	女院小伝	女院小伝	女院小伝	女院小伝	女院小伝	女院小伝	女院小伝	女院小伝	女院小伝	女院小伝	女院小伝	女院小伝	女院小伝	女院小伝	女院小伝	女院小伝	女院小伝	女院小伝	女院小伝	女院小伝	女院小伝	女院小伝	女院小伝	女院小伝	女院小伝	のち皇后、式乾門院		
女院記	女院記	女院記	女院記	女院記	女院記	女院記	女院記	女院記	女院記	女院記	女院記	女院記	女院記	女院記	女院記	女院記	女院記	女院記	女院記	女院記	女院記	女院記	女院記	女院記	女院記	女院記	女院記	女院記	のち皇后、式乾門院	

C、後宮准后												No.	55	56	57	58	59	60	61	62	寿子内親王		
13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1											
平	九条彦子	持明院陳子	藤原源	藤原重子	在子	殖子	藤原通子	藤原熟子	得子	藤原基美	能円	藤原信隆	藤原長実	藤原忠実	能長	源基平	源天喜	1(20)	7(31)	10(31)	後陽成	花園	
平	九条教実	持明院基家	藤原能	藤原範季	能円	基美	藤原基美	長実	忠実	長承3(25)	3(24)	長承3(25)	3(24)	延久4(25)	12(24)	承保2(25)	12(24)	天喜1(20)	3以前	永承6(25)	7(31)	後醍醐	建武4(30)・2・7(20)
建長2(25)以降	仁治3(26)	4(26)	13(50)	12(16)	18(16)	貞応1(26)	正治1(26)	6(26)	7(26)	8(26)	9(26)	承元1(26)	12(26)	13(26)	14(26)	建久1(26)	4(26)	19(34)	17(19)	17(19)	19(34)	後光嚴	?
後嵯峨典侍	守貞親王妃	四条女御	後堀河	土御門	土御門	高倉典侍	後鳥羽後宮	高倉後宮	鳥羽女御	鳥羽女御	白河	後朱雀女御	後三条女御	後朱雀女御	白河	後三条女御	後三条	後冷泉	後冷泉	後冷泉	桂宮當主	光嚴後宮	
?	先帝女御	生母	父帝後宮	生母	生母	父帝後宮	後宮	後宮	後宮	後宮	後宮	父帝女御	父帝女御	父帝女御	父帝女御	父帝女御	父帝女御	父帝女御	父帝女御	父帝女御	桂宮當主	延文3(26)・4・2	
																						同日徵安門院	
																							女院小伝
																							日本帝皇系図
																							愚管記
																							泰重卿記
																							季連宿禰記
																							基長卿記
																							柳原均光日次記
																							桂宮日記

	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	近衛 位子	近衛 基平	建治 1(元和)・2・22(14)				
園園國國	国子	近衛	园园前前	近衛	勸修寺晴子	万里小路房子	勸修寺藤子	藤原朝子	庭田	藤原信子	庭田	藤原幸子	日野西資子	日野西資子	三条敬子	三条秀子	紀仲子	紀公忠	三条公忠	通清	嘉曆 1(三月)・2・7(62)	延慶 1(三月)・12・2(40)	延慶 2(三月)・1・13(18)	後深草後宮	西園寺寧子	藤原忠子	洞院惟子	洞院惟雄	亀山後宮			
園園國國	基任	近衛	园园前久	近衛	勸修寺晴右	万里小路秀房	勸修寺教秀	藤原長賢	庭田	藤原経有	庭田	藤原孝長	日野西資子	日野西資子	三条公忠	文安 1(四月)・4・26(55)	文安 3(四月)・8・10(61)	文明 3(四月)・8・10(61)	応永 32(四月)・7・29(42)	康暦 2(三月)・1・28(42)	文和 1(三月)・10・29(42)	建武 2(三月)・4・26(35)	正親町実子	正親町実子	阿野廉子	阿野廉子	洞院季子	五辻經子	五辻經子	藤原忠繼	藤原忠繼	後宇多後宮
靈元	光明	後水尾後宮	後水尾	後水尾後宮	後水尾	後光明	後水尾	後光明	後奈良	後奈良	正親町典侍	正親町典侍	貞成親王室	後花園後宮	後小松典侍	後光嚴典侍	後円融	後光嚴	後円融	後光嚴	後光嚴	後光嚴	後醍醐	花園	花園	花園	花園	花園				
生母	生母	生母	生母	生母	生母	生母	生母	生母	生母	生母	生母	生母	生母	生母	生母	生母	生母	生母	生母	生母	生母	生母	生母	父帝後宮	父帝後宮	父帝後宮	父帝後宮	父帝後宮				
延宝5(永和)・7 (54)	承應3(天正)・8 (53)	元和6(天正)・6 (56)	天正14(天正)・11 (34)	大永6(天正)・5 (34)	明応1(天正)・7 (53)	天正9(天正)・1 (34)	天正9(天正)・5 (53)	天正9(天正)・7 (53)	天正8(天正)・1 (53)	天正8(天正)・1 (53)	天正8(天正)・1 (53)	天正8(天正)・1 (53)	天正8(天正)・1 (53)	天正8(天正)・1 (53)	天正8(天正)・1 (53)	天正8(天正)・1 (53)	天正8(天正)・1 (53)	天正8(天正)・1 (53)	天正8(天正)・1 (53)													
延宝5(永和)・7 (54)	同日新玄輝門院	寛永7(天正)・2 (53)	元和6(天正)・2 (53)	寛永7(天正)・3 (53)	同日中和門院	のち新上東門院	のち農樂門院	のち農樂門院	のち嘉樂門院	のち嘉樂門院	のち嘉樂門院	のち嘉樂門院	のち嘉樂門院	のち嘉樂門院	のち嘉樂門院	のち嘉樂門院	のち嘉樂門院	のち嘉樂門院	のち嘉樂門院	のち嘉樂門院												
延宝5(永和)・7 (54)	同日王生院	同日王生院	宣胤卿記	宣胤卿記	孝亮宿記	御湯殿上日記	御湯殿上日記	御湯殿上日記	御湯殿上日記	御湯殿上日記	御湯殿上日記	御湯殿上日記	御湯殿上日記	御湯殿上日記	御湯殿上日記	御湯殿上日記																



13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	No.	公弁親王	公寛親王	公寛親王	公寛親王	公寛親王	公弁親王
満道桓義義法良良道道道法													准						
意意教昭円尊昭玄瑜昭瑜玄助													后						
二条二条足利足利近衛二条二条一条一条二条二条九条													父						
良基良基良基義滿義滿道嗣良基兼基家経良実														准后宣下年月日(年齢)					
応永29(四三)・12・8(?)	?	応永27(四〇)・11・20(?)	応永22(四五)・8・9(11)	応永21(四五)・5・22(21)	嘉吉1(四四)・3・13	嘉吉1(四四)・6・24	建武3(元三)・12・24(60)	明徳1(元三)・12・24(60)	嘉元1(元三)・12・14(67)	延慶1(元三)・7・27(13)	弘安7(元四)・11・27	天保14(元四)・9・11	享保1(元五)・4・17	輪王寺、天台座主	輪王寺、天台座主	輪王寺、天台座主	輪王寺、天台座主	輪王寺、天台座主	輪王寺、天台座主
聖護院	聖護院	聖護院	大覚寺	青蓮院	仁和寺	一乘院	一乘院	常住院	如意寺	青蓮院、阿闍梨	天台座主	天保1(元三)・10・27	天保1(元三)・10・27	天保1(元三)・3・17	天明8(元八)・4・11	天明8(元八)・3・21	天明8(元八)・3・21	天明8(元八)・3・21	
称光	称光	称光	称光	称光	称光	後小松	後小松	光明	後小松	四條	四條	明徳1(元三)・12・24(60)	嘉元1(元三)・12・14(67)	延慶1(元三)・7・27(13)	弘安7(元四)・11・27	元文3(元五)・3・15	元文3(元五)・3・15	元文3(元五)・3・15	
のち還俗、足利義教						?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	
寛正6(四五)・7・15	永享1(四三)・10・15	応永31(四五)・11・15	嘉吉1(四五)・2・15	嘉吉1(四五)・2・15	応永25(四五)・2・15	文和4(元七)・8・21	応永4(元七)・8・21	延慶2(元四)・7・5	嘉元2(元四)・11・13	弘安7(元四)・11・27	天保14(元四)・9・11	天保14(元四)・9・11	天保14(元四)・9・11	天保14(元四)・9・11	天保14(元四)・9・11	天保14(元四)・9・11	天保14(元四)・9・11	天保14(元四)・9・11	天保14(元四)・9・11
康富記	康富記	康富記	康富記	康富記	康富記	華頂要略	華頂要略	華頂要略	華頂要略	百鍊抄	百鍊抄	百鍊抄	のち舜仁	のち舜仁	のち舜仁	のち舜仁	のち舜仁	のち舜仁	
華頂要略	華頂要略	華頂要略	華頂要略	華頂要略	華頂要略	仁和寺御伝	仁和寺御伝	仁和寺御伝	仁和寺御伝	仁和寺御伝	仁和寺御伝	仁和寺御伝	平田職寅日記	平田職寅日記	平田職寅日記	平田職寅日記	平田職寅日記	平田職寅日記	
輝光卿記													7月4日発喪	7月4日発喪	7月4日発喪	7月4日発喪	7月4日発喪	7月4日発喪	
													11月23日発喪	11月23日発喪	11月23日発喪	11月23日発喪	11月23日発喪	11月23日発喪	
													野宮定功日記	野宮定功日記	野宮定功日記	野宮定功日記	野宮定功日記	野宮定功日記	
b、非皇族																			



E、その他の准后

														No.	41	40	39	天保5(文政)・3・16(62)	三宝院
准	后	父	准后宣下年月日(年齢)	宣下時の地位	天皇	の天皇	御堂関白記	准三宮宣下一会											
足利	足利	藤原	平	源	久安6(文政)・1・22(91)	攝政藤原道長室	天喜1(文政)・6・11	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	
義昭	義視	義滿	貞子	時子	久安5(文政)・10・16(?)	源雅信	久寿2(文政)・9・15	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	
足利	足利	藤原	捨子	清盛	仁安2(文政)・11・18(?)	攝政忠通祖母	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	
義晴	義教	義詮	隆衡	忠盛	治承4(文政)・6・10(63)	故藤原基寔室	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	
天正16(文政)・1・13(52)	前將軍	資康	建長	平清盛室	入道前太政大臣	後一条	天喜1(文政)・6・11	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	
足利	足利	北畠	貞永1(文政)・12・27(?)	九条道家室	近衛	久寿2(文政)・9・15	本朝世紀	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	
足利	足利	日野	北畠	西園寺実氏室	六条	天喜1(文政)・6・11	台記	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	
義教	義詮	義滿	隆衡	?	?	?	百鍊抄	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	
天正16(文政)・1・13(52)	前大納言	足利義満室	將軍	?	?	?	百鍊抄	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	
後陽成	後土御門	後土御門	後小松	後醍醐	後深草	四条	百鍊抄	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	
後陽成	後土御門	後土御門	後小松	後醍醐	後深草	四条	百鍊抄	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	
同日出家					今林准后														
公卿補任																			

備考  
1、宣下日が不詳の場合でも、史料の上で准三宮とみえる者は、表中のおおよその位置に掲出した。  
2、改元の年は新年号で表記し、閏月は(7)の如く表わした。  
3、備考欄中の史料名は、主に宣下日を示す史料を掲げてある。